

2024年6月7日

ジェンダーアイデンティティを理由とする「通称名使用の制度」を導入

当社はこのほど、性別違和や性別不適合などのジェンダーアイデンティティを理由として、通称名を使用できる制度（以下、「通称名使用制度」）を導入しましたので、お知らせいたします。

当社は、「東洋紡グループダイバーシティ推進方針」のもと、ジェンダーマイノリティを含む多様な従業員が誇りとやりがいを持ち、組織や社会で十分に活躍できる職場の構築に向けた取り組みの一環として、製造現場で着用する標準服のユニセックス化や、性別に関係なく使用できるジェンダーレストイレの全事業所への設置、匿名での相談が可能なLGBTQ+相談窓口の設置などを進めています。

このたびの通称名使用制度の導入により、自認する性に合った名前を使用したいという当事者の意思を尊重するとともに、本人の意思に反して性的指向や性自認が職場で暴露されること（アウティング）の防止を図ることで、これまで以上に一人ひとりが能力を発揮できる働き方を支援していきます。また、同性パートナーシップに関する取り組みも検討する予定です。

当社グループは、長期ビジョン「サステナブル・ビジョン 2030」*において、解決に貢献することを目指す社会課題の一つに「従業員のウェルビーイング&サプライチェーンの人権」を掲げるとおり、今後も従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、より一層いきいきと働くことのできる職場環境の整備に努めてまいります。

※： 東洋紡「サステナブル・ビジョン 2030」 https://www.toyobo.co.jp/sustainability/group_sustainability/vision/

■東洋紡グループダイバーシティ推進方針

https://www.toyobo.co.jp/sustainability/society/diversity_inclusion/

以上

■お問い合わせ先

東洋紡株式会社 コーポレートコミュニケーション部 広報グループ

電話：06-6348-4210（本社） E-mail：pr_g@toyobo.jp